

平尾魯仙「家訓提要」について

佐藤和夫

平尾魯仙らうせん、文化五年（一八〇八）―明治十三年（一八八〇）、幕末のころの津軽の画人で、国学者。名は亮致、通称初三郎（八三郎）。別号蘆川、魯僊、宏齋、雄山など。弘前紺屋町の魚商小浜屋に生まれる。幼時から学問を好み、松田駒水に経史を学ぶ。画才を認められ工藤五鳳につき、さらに毛内雲林に師事して画道を修めた。また内海草坡に書法と俳諧を学んだ。十八才のとき草坡同門の鶴舎有節と計り遊学のため出郷を企てたが果さなかった。のち百川学庵・今村慶寿（溪寿）について学芸いよいよ進んだ。天保八年、三十才で家業を弟に譲り、画業と文筆に専念す。安政二年松前を遊歴し、箱館で異人を見る。

この頃から有節・今村真種らと平田派の皇学を究め 元治元年江戸の平田鉄胤の門に入り、鉄胤没後の門人帳に名を連ねた。明治九年、天皇の青森行幸の際、暗門瀑布図などの画作を天覧に供す。明治十三年没。七十三。画道の門人多数あり、高弟三上仙年、工藤仙乙はじめ、山上魯山、山形岳泉らいずれも明治の弘前画壇の中心となる。魯仙は、また考古を好み門人佐藤仙之（菰）その志をつぐ。著書すこぶる多く、民間の奇事異聞を集めた「谷の響」・「合浦奇談」をはじめ、「松前紀行」・「箱館

夷人談」・「幽府新論」などあり、なかでも群書を博覧し抄録した「宏齋抄誌」一五〇冊に刻苦勉学のあとがうかがわれる（以上、『青森県人名大事典』執筆森山泰太郎氏）。

魯仙は津軽から離れることなく、かなり異才を発揮した人物であったことは、上記の引用紹介の短い文章の中によく描き出されている。私が魯仙なる人物に遭遇したのは、彼の著述した「家訓提要」の存在によってである。「家訓提要」を我が国家訓史の上からとりあげたのは、近藤齊氏であった（「戦国時代武家家訓の研究」、風間書店、昭和五十三年）。近藤氏は、その著書の中で特異な家訓として「『家訓提要』考」なる一節を設け紹介している。

国立国会図書館に「家訓提要」と題した一本がある。この書は弘前の人で画家平尾魯仙（名亮致・通称初三郎、明治十三年二月歿）の自筆本で、その外孫土岐安子が外崎覚に托して東京図書館に寄贈したことが末尾に附記してある。

その附記とは、

右家訓提要壹冊、平尾魯仙自筆也其外孫土岐安子托余寄贈之於東京図

書館 外岐覚

となっている。

近藤氏は「家訓提要」の価値について左の如く評価されている。

この書は「紀元二千五百三十三年明治六癸酉年二月 平尾亮致為後嗣等記」と本文末尾に記してあるとおり、明治維新直後に文化人によって書かれたものとして注目すべきものであり、町家の家訓が盛んに書かれ、武士的教養のある人の家訓が絶滅してしまつた時代に書かれたものとして一の特色を持ったものとして注目に価するものと思われる。

さて、昭和五十四年十月二十一日から十二月二日まで、弘前市立博物館で、「没後百年記念、平尾魯仙展」が開かれ、屏風・衝立・扁額・軸物・絵馬を含めた書籍・画帖その他の魯仙の遺作一八四点が一堂に展観され、折よく実見することができた私はそのすばらしい迫力に圧倒された。そして偶然にも「家訓提要」一冊が出品されていたのをみて、国会図書館所蔵本とどうかわかるのか興味を抱いた。早速、国会図書館で閲覧すべく出かけた上、請求したのだが、目下所在不明という奇怪な職員の返答のため実見できなかった。弘前の会場でみたものはまぎれもない原本であった。所蔵する弘前市立図書館からコピーを送附してもらい、内容を近藤氏の著書のそれと比較してみた。結果は、外崎覚の奥書以外は同文であった。「国書総目録」には国会図書館本は写本としてある。弘前図書館所蔵原本については記載がない。編者の手落ちであろう。成田末五郎氏「平尾魯仙」（陸奥史談第三六号、昭和四十年）で紹介された家系

によると、魯仙の娘で土岐家に嫁いだ女性の娘に「やす」がおり女高師出身となっている。やすの弟千代助には二男忠男氏があり、東京在住となっている。外崎覚は外崎覚であるとすれば、附記の自署名を間違えるのはおかしいと思われるが、あるいは近藤齊氏の原稿ミスか印刷校正のミスかもしれない。国会図書館本を実見できないので疑問のままにしておく。

二

「家訓提要」の冒頭に石居兼松成言の撰并書の序文がある。

序

書有言曰、若跣弗視地、厥足用傷、蓋謂人應知己立足處、而後行也、吾魯仙翁好讀書善繪画、々富瞻也、書該博也、然其所作、專詳於我土地山水之景況、其所著亦審乎、我闡境古今之事跡、此無他先知己立足處而後行之謂也、非得務本之要者、安能如斯哉、須著一編以教誠兒孫、諄々懇篤、悉修身齊家之警語、予既批之其尾曰、孟軻氏所謂天下之本在国、々之本在家、家之本在身者、而不翅修身齊家之警語、施之乎、国天下亦不外於此而已矣、務本之要、貽厥之礎、其何過之々有、今後徵序、因申前言、以塞責云、

明治六年第三之一日八々翁石居兼松成言撰并書

明治六年（一八七三）兼松石居、六十六才の時である。兼松石居は津軽江戸常府の家に生れ、昌平黌に学び舎長をつとめる程の秀才を發揮、世子の侍読となり、監察（目付役）などもつとめた。養育奉仕した世子武之助（大隈守承祐）が弘前城で安政二年七月早世した。継嗣問題がお

こり藩論は他家から養子を迎えるという意見と、武之助弟（当時黒石藩主）を迎えるという意見に二分され、石居は血統尊重論の立場から後者の意見を強硬に主張した。結局、熊本藩主細川越中守齊護の四男寛五郎が養子ときまり落着した。寛五郎―承烈、承昭第十二代藩主である。

石居は血統論グループの理論的指導者とみなされ、国下りの上蟄居処分となり、安政四年二月江戸を離れ弘前住まいとなった。以後三年五月蟄居するが、蟄居が解けた後も弘前に暮らし、その間、領内巡遊「東浜紀行」を著わし、書院番に列し經学士を兼ね、「藩祖略記」を献上、私塾麓沢堂を開き、藩校稽古館小司となり、「津軽前譜」を草し、明治に入って東奥義塾創立頭取教授となるなど、その学識ぶりを充分に發揮した。

明治七年九月、津軽家の招きにより上京、樋口建良、下沢保躬らと藩史編纂に従い、翌年には「津軽旧記類」十五冊を完成、旧藩主承昭より修史局に献上された。このあと弘前に帰り東奥義塾で講義中発病、明治十年十二月六十八才で亡くなった。

序文の書体の美しさと云い、内容と云い、漢籍家としての豊かな教養をしのばせる。

魯仙はこの時七十才である。ほぼ同年代と云うべきであり、津軽から離れなかった天才画家の平民と、中央のエリートであった俊才の石居とは、階級や身分の距でなく肝胆相照らす間柄であったことが、この序文となったものであろう。

家訓提要は二十七カ条より成る。冒頭にまず目録二十七カ条を列挙し、以下、各条毎に具体的な解説が施されている。まず目録をかかげてみる。（一部当用漢字に直して記す。）

- 一、朝憲ヲ遵奉シテ禁戒ヲ凌犯為ヘカラサル事
- 二 二親ニ孝ヲ尽スヘキ事
- 三 職務ヲ勤励スヘキ事
- 四 合家和親ハ繁盛ノ基不睦ハ衰微ノ元タル事
- 五 食糧ヲ貯蓄シテ荒年ノ災難ニ充備スヘキ事
- 六 限逼ヲ刷清シテ諸具ヲ點視スヘキ事
- 七 夙ニ起テ二親ヲ訪問シ神明及ヒ列祖ノ廟ヲ拝スヘキ事
- 八 神ヲ麓畧ニシ佛ニ密ナルハ悖礼タル事
- 九 火ヲ清潔ニシテ謾ニ穢スヘカラサル事
- 十 入ヲ計リ出ヲ量リテ冗費ヲ省略スヘキ事
- 十一 低肩曳旋スヘカラサル事
- 十二 賤賈ノ害ノ事
- 十三 儉吝ノ二ヲ弁了スヘキ事
- 十四 子弟ヲ産穢スル事
- 十五 学問ハ実学ヲ要スヘキ事
- 十六 飲酒ハ青年ノモノニ許スヘカラサル事
- 十七 子弟ニ遊觀ヲ許スニ定期有ヘキ事
- 十八 妻ヲ刑ル事
- 十九 子婦ヲ師ル事
- 二十 女兒ヲ教育スル事

- 廿 子弟判秩ノ事
- 廿一 奴婢庸保ヲ使フ事
- 廿二 客タル時ノ注意ノ事
- 廿三 亭主タル時ノ注意ノ事
- 廿四 撰生ヲ緊要スヘキ事
- 廿五 盜火預防ノ事
- 廿六 竊盜預防ノ事
- 廿七 竊盜預防ノ事
- 廿八 竊盜預防ノ事
- 廿九 竊盜預防ノ事
- 三十 竊盜預防ノ事
- 三十一 竊盜預防ノ事
- 三十二 竊盜預防ノ事
- 三十三 竊盜預防ノ事
- 三十四 竊盜預防ノ事
- 三十五 竊盜預防ノ事
- 三十六 竊盜預防ノ事
- 三十七 竊盜預防ノ事
- 三十八 竊盜預防ノ事
- 三十九 竊盜預防ノ事
- 四十 竊盜預防ノ事
- 四十一 竊盜預防ノ事
- 四十二 竊盜預防ノ事
- 四十三 竊盜預防ノ事
- 四十四 竊盜預防ノ事
- 四十五 竊盜預防ノ事
- 四十六 竊盜預防ノ事
- 四十七 竊盜預防ノ事
- 四十八 竊盜預防ノ事
- 四十九 竊盜預防ノ事
- 五十 竊盜預防ノ事
- 五十一 竊盜預防ノ事
- 五十二 竊盜預防ノ事
- 五十三 竊盜預防ノ事
- 五十四 竊盜預防ノ事
- 五十五 竊盜預防ノ事
- 五十六 竊盜預防ノ事
- 五十七 竊盜預防ノ事
- 五十八 竊盜預防ノ事
- 五十九 竊盜預防ノ事
- 六十 竊盜預防ノ事
- 六十一 竊盜預防ノ事
- 六十二 竊盜預防ノ事
- 六十三 竊盜預防ノ事
- 六十四 竊盜預防ノ事
- 六十五 竊盜預防ノ事
- 六十六 竊盜預防ノ事
- 六十七 竊盜預防ノ事
- 六十八 竊盜預防ノ事
- 六十九 竊盜預防ノ事
- 七十 竊盜預防ノ事
- 七十一 竊盜預防ノ事
- 七十二 竊盜預防ノ事
- 七十三 竊盜預防ノ事
- 七十四 竊盜預防ノ事
- 七十五 竊盜預防ノ事
- 七十六 竊盜預防ノ事
- 七十七 竊盜預防ノ事
- 七十八 竊盜預防ノ事
- 七十九 竊盜預防ノ事
- 八十 竊盜預防ノ事
- 八十一 竊盜預防ノ事
- 八十二 竊盜預防ノ事
- 八十三 竊盜預防ノ事
- 八十四 竊盜預防ノ事
- 八十五 竊盜預防ノ事
- 八十六 竊盜預防ノ事
- 八十七 竊盜預防ノ事
- 八十八 竊盜預防ノ事
- 八十九 竊盜預防ノ事
- 九十 竊盜預防ノ事
- 九十一 竊盜預防ノ事
- 九十二 竊盜預防ノ事
- 九十三 竊盜預防ノ事
- 九十四 竊盜預防ノ事
- 九十五 竊盜預防ノ事
- 九十六 竊盜預防ノ事
- 九十七 竊盜預防ノ事
- 九十八 竊盜預防ノ事
- 九十九 竊盜預防ノ事
- 一百 竊盜預防ノ事

右の目録は以下の各条文の目録見出しになっているが、本文見出しとは若干表現が異っている。例へば第二条は「二親ニ孝ヲ尽スハ人タルモノ、当然タルベキ事」、第三条は「職務ヲ勤励シテ詐欺ナク正愨ヲ要スヘキ事」という具合である。

目録だけでも充分うかがい知られるように、第一条を除いては実際の教訓で家の維持について家族の守るべき規範をこまごまとつらねている。そのかぎりにおいては儒教的家族主義の典型的家訓とも云うべきである。このことは総論（廿七条）によくあらわれている。

- 右、件ノ旨趣常ニ心ニ存シテ忘失スヘカラス、親ヲ養ヒ妻子ヲ育ムノ
- 本ハ家ヲ修ルニアリ、家ヲ修ルノ本ハ職務ヲ勤励スルニアリ、職務ヲ
- 勤励スルノ本ハ挙家和睦ニアリ、挙家和睦ノ本ハ主人ノ教戒正シキニ
- 在リ、主人ノ教戒正シカラサレハ挙家和睦セス、挙家和睦セサレハ職
- 務ヲ勤励セス、職務ヲ勤励セサレハ家修ラス、家修ラサレハ親妻子ヲ
- 養育スルコト能ハス、故ニ主人タルモノ依テ来ル本原ヲ体認シ、言行
- 端嚴ニシテ属類ヲ教戒シ、家道興隆ヲ営ムコト緊要タルヘシ、汝子弟

等熟クコレヲ思念セヨ

親・妻子―齊家―職務―挙家和睦―主人教戒―挙家和睦―職務―親・妻子、という論旨の明快さは修身齊家治國平天下の秩序観であり、その中で一家の長の權威を強調している。家訓は本来「家」の存続のための目的で書かれるのだから当然このような教訓になつてゆく。

内容であるが、血縁については親孝行（二）、家族の親睦（四）、の重視、子弟の産毓（十四）、青年の飲酒（十六）、遊観（十七）、妻・嫁・女兒（十八・十九・二十）、分家（廿一）、とそれぞれ詳細に述べられている。家庭運営職務精励（三）、食糧備蓄（五）、諸家具の点検（六）、冗費の節約（十）、借金（十一）、貸売（十二）、儉約と吝の弁別（十三）を強調、主人としての姿勢（廿四）、客の応待（廿三）、使用人への心遣い（廿二）等の対人関係、学問の奨励（十五）、信条・信仰（一・八・九）、その他撰生・防火（廿五・廿六）等多岐に亘り、かなり現実的である。以下これらの各条文について検討を加えてみる。

四

魯仙は平田鉄胤門の国学者である。國家への忠誠という点では、町人の立場から比較的客観的に時流を読みとっていたようである。第一条にはこの感覚がよく表現されている。法律は治國安民のためであり、時々に従つて改廃さるべきものである。そのため國民は改廃により一己心情に適さない面も出てくるが、慎んで理解しなければならぬ。不平のあまり政令や官吏を批難することはよくない。もし、政令に大きな誤まり

があるなら建白するがよい。「大政御一新ノ故ヲ以テ言路ヲ開披セラレ、陋説ト雖善言ニ於ハ御採用ニ成ル」べき時代だから、と述べていることは注目すべきであろう。明治六年にこのような識者の感覚は板垣退助らの「民権議院設立建白」と一脈相通するものと云えよう。「然ニ建言ヲ奉ル才智モナク斤権ヲ押ス力量モナクシテ空尔ニ巷談ニ倚リ風説ヲ採リテ」騒がしく嘲諷するのは下々の云い草で、暗やみの洪面のようなものである。「御政体ノ旨趣ハ下民ノ関リ知ル所ニ有サレハ時々御布告ヲ頂テ奉戴シ是非好悪ノ議論必ス為ヘカラス」、主人たるもの能く家中の者へ教訓し、かりそめにも誹謗の談のないように注意せよ、と結論している。政治への関心は否定しないが、岡目八目の横丁談議の軽佻なかわりを戒め、見識と責任ある言動を求めている。魯仙の政治観と云うべきだろう。

信仰については、第八条「神明ヲ拝スルノ礼甚簡略ニシテ仏陀ヲ拝スルノ式最精密ナルハ悖礼タルヘキ事」に明確である。「神ノ道ハ發生ヲ主トシ子孫繁殖ヲ要シテ万事殷賑タリ、是非好悪言ヲ俟スシテ明ラカナリ、又尊卑外卑ヲ唱フルハ各其國ヲ崇敬スル私言ニシテ、万国僉然リト雖、皇國ニ於ハ彼ト比並スヘキニアラス」、その独自性とは「神真ノ本域ニシテ太陽ノ初テ出ルトコロ國土ノ創テ立ルトコロ実ニ万国ノ元首」なるがゆえである。したがって、この尊崇すべき國に生れ神の苗裔に在りながら、神明及び祖先の靈祀をそまつにし、外来の仏教を重んずるのは他人の親に孝養をつくすようなもので、天理・人倫にそむくものである。仏道は寂滅を主とし、子孫絶え之万事凄凉たるものである。神主排仏の魯仙の思想は、第九条「毎朝竈炉ヲ麗シ火ヲ清潔ニシテ謾ニ穢スヘカ

ラサル事」にもつながる。「神明ハ不潔ヲ惡ム中ニ就テ火ノ穢ハ神代黄泉ノ縁由有ヲ以テ忌セ給フ所ニシテ、古今コレヲ慢凌シテ災害ノ蒙リシモノ尠ナカラス」、それゆえ穢すことがあれば拔除して罪を謝すべきである。これも嘲笑するのは皇國の原道を知らないものである、と戒めている。身だしなみ、環境の整備は一切が神明への崇敬のためである。第七条に「不潔ハ神ノ憎マセ給フ所」であり、神明人靈はまのあたりに見えるものでないゆえをもって軽蔑してはならない。「必ズ幽府ニ在テ盛ナリ、故期ニ臨テ神ヲ顯シ物ニ応シテ靈ヲ示ス事今猶アリ、所謂、小語ナレトモ声ヲ聞き闇味ナレトモ形ヲ見ル、故昧サル所ヲ戒慎シ聽サル所ヲ恐懼スト云リ」と述べている。

魯仙の生活態度に一貫しているのは現実主義である。子弟の学問は実学第一（十五条）とする。帳簿・書信・算勘を基礎に修身・国家・神へと上昇する。日々の用に必要な緊要の学をはじめに学び、その上経済・歴史・地理・物理・医・農・兵学等を選択せよ、詩歌連俳の文芸は敗産の欠点におちいり易く、余り奨励すべきではない。博識よりも一つの道の奥儀をきわめるべきである、と述べている。琴棋書画と共に実用に遠いもの、とみずから戒めている。一見画家としての魯仙の生き方と矛盾するかのようであるが、自身の反省と願望が右のような学問観に至ったものと思われる。

三十才で家業（魚商）を弟夫婦に譲ったといわれているが、魯仙自身も商人としての経験を持つのであるから、実利主義の感覚は各所にくだい程述べていることからよみとれる。入を計り出るを量るは家政第一の

緊要（十條）、借金をしてはならない、もし借金したなら惜しみなく家財を売って反済に宛てよ、遅れる程氣持の整理もつかず、世間からもあなどられよう。その逆の場合は英断ありとて信用が倍加するだろう。商売たるものは現金主義にて貸売は避けるべきである（十二條）。十人に貸売したうち、二人位は返済するが三人は繰越しを続け、ついには返さないのが当然という態度に変わり、五人ははじめから返す意志もたず言訳ばかりで、そのうち暴言を吐くようになる。苦心労働の結果積み上げた貸財を借りて、その理解もなしに自己の利にはしるのは歎かわしいことである。泥棒と同じ手合である。よく相手を見て、止むなく貸売をする場合は、その日の欠損として扱ひ不平を残さぬようにせよ。と財産の損失を憂えることよりもそのことによって生ずる人間関係の失われることを戒めている。

儉約とケチの区別も重要である（十三條）。ケチは心のみにくさ、用途を明確にしないままの蓄財を輕蔑するのである。己の欲望を充足するために家族にさえ貸財の消費を惜しみ、そのため家庭内の円満さえ破壊される。得るを知て失うことを知らない「獸子」の為るところ、と手きびしい。

食糧の備蓄についても詳しいが、これは津輕地方の江戸時代から深刻な天災による凶作の結果から発生した非惨さの見聞が、その考えの根底にあったと思われる。「熟往昔ヲ考ルニ、遠キハ七十年及至五十年、近キハ三十年前後ニ有ト雖、近年ニ至テハ六箇年ノ間ニ三箇度ニ及フ^巳成^申」（五條）、そして「面視スル所」の餓死者の遺骸の野に棄てられている無惨さを詳細に例示している。

子弟への教育やしつけについてもきびしい（十四條・十六條・十七條）。婦女子についてはよくその性質をみきわめている（十八條）。「凡テ婦人ノ性タルヤ愚ニシテ姦^{カニヤク}究ク、人我ヲ隔テ嫉妬深く、此ヲ近ツクレハ誇リ、コレヲ遠サクレハ恨ム、是上下老小トナク尋常婦人ナリ」と冷靜に觀察している。ただその先がや、女性蔑視の感があり、妻の在り方を期待する割には信賴していない。嫁に対しては、他人の子であるから夫である息子よりも大事にし、姑・嫁の仲良くすることを説いている。特に姑の方の心得べき嫁への接し方に重点がある。子女については「女大学」の域を出ていない（二十條）。

使用人に対しては、かれらも人の子であるから無法な働かせ方使用人をしてはならない。失敗があっても将来を考え恥になるような叱り方をしてはならない（二十二條）。

内の者にはきびしいが、他人へのいたわりや人格の尊重の姿勢がうかがわれる。この他者への謙虚さは接客態度の戒めとなってあらわれている（二十三條・二十四條）。親しき者にもけじめをつける、会合への遅参、座席の位置、飲食の作法、中座、言葉使い、宴の切り上げ時等客となった場合の態度、客を招くときは部屋をきれいに衣服を改め、分相応の酒食、夫妻交互に応待、酒のすすめ方、長座をきらってはいけない、供の者への心遣い等に及んでいる。

五

全般的に内容は大きな特徴はみられない。明治初期の知識人・芸術家

として、一つの専門領域を確立し、思想信条の面では国学者として体制の時流と合致し、経済的にも不自由さが無い魯仙にとっては、藩政時代のような身分制の束縛はなかったであろう。むしろ一般衆庶より一段高い所に己を置いて見おろしている姿勢が濃厚である。学問は「愚民」を益する（十五條）という言葉の一端にそれがうかがわれる。家長としての訓戒であるから自己の存在を絶対的基準としているので、妻子や使用としての意識は当然としても、ここに明治の新しい階層の移動、旧時代の知識的町人層の上昇過程がみられる。

「主人タル者」の強調は十五カ条に及んでいる。一家の長としての心得の強調は、一家の平和と繁栄は家長の責任であるからで、家族は家長の方針を理解し協力してゆかねばならない。「汝子弟等熟クコレヲ思念（跋文）」し、「肺肝ニ鏘録シテ必忘失スベカラズ（三條）」という家訓本来の戒めとなる。

述べられている内容は非常に具体的でわかり易い。一々尤もと思う常識的なことばかりである。しかし改めて一語一語読み下してゆくと、思い当ることが多く、当り前のことながら実行を忘れ、現実が反対の生活に陥っていることに愕然とさせられる。当り前のことを常に反覆反省させられるために家訓の存在は、一家の精神的支柱になっていたであろうことは、他に写本があったことでも推察できる。武家の家中統率や領国統治のための武家家訓や商店の営利を伴う社訓・店訓的家訓に比べれば、本家訓は、家訓らしい家訓、と云えよう。（捜真女学校中高等部教諭）